



## 【新潟市子ども条例のポイント】

## 大切な子どもの権利

すべての子どもには大切な“権利”があります。

子どもとは…  
18歳未満のすべての者、その他  
これらと等しく権利を認めるこ  
とが適当と認められる者

## 安心して生きる権利

- いのちが守られ、尊重されます
- 愛情をもって育てられます
- どのような理由があっても差別や偏見を受けません
- いじめ、虐待、体罰、性的搾取などで心や体を傷つけられることがあってはなりません

など



## 豊かに生き、育つ権利

- 自分に合ったペースで生活できます
- 学び、遊ぶことができます
- 自分の考えや思いを、自分なりに自由に表現することができます
- 文化、芸術、スポーツに親しむことができます

など



## 自分らしく生きる権利

- 個人として尊重され、他者との違いが認められます
- 不平等な扱いを受けません
- プライバシーが守られます
- やりたいことに挑戦できます

など



## 身近なおとなとの受容的な関係をつくる権利

- 自分の思いや願いを自由に表明できます
- 思いや願いをありのままに受け止め、一緒に考え、適切に応えてもらえます

など



## 社会に参加する権利

- 地域などで、意見が活かされる機会が与えられます
- 参加にあたって、適切な支援を受けることができます

など



## おとなの責務

おとなは子どもの権利を守るため、それぞれの役割を担い、“連携・協力”して子どもを支えます。

学び・育ちの  
施設の関係者  
(学校や保育園、幼稚園など)

子どもたちが主体的に学び、育つことができるように支援します。虐待、体罰を絶対行わず、いじめから子どもたちを守ります。

新潟市  
(市役所)

子どもの権利を尊重し、子どもに関わる市の取組を通じて、その保障に必要な条件整備及び支援を行います。

保護者  
(親や祖父母など)

子育てに責任を持ち、子どもが安心して育つことができるように、子どもの意見を尊重し、一緒に考え、子どもの成長を支えます。

事業者  
(会社など)

従業員が仕事と子育てを両立できるように支援します。



## 市民

地域の一員である子どもたちの権利を守り、安全安心な地域をつくりまします。

## 新潟市子どもの権利推進計画

新潟市は、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちを目指して、令和4年4月から新潟市子ども条例を施行しています。これは、**子どもの大切な権利を明確にし、これを守るためのおとなの責務を定めたものです。**

新潟市子どもの権利推進計画は、子ども条例に基づき、子どもの権利を守るため、新潟市が行っていく具体的な取組の内容をまとめたものです。計画を作る際は、市民アンケートを実施するとともに、おとなだけでなく子どもからの意見も聴きながら策定作業を進めました。

新潟の将来を担う子どもたちが笑顔で健やかに成長し、「このまちに生まれてよかった」と思えるよう、市役所だけでなく、保護者、子どもに関わる職員、事業者など、すべてのおとなが連携・協力しながら取組を進めていきます。

## 1 計画期間

5年間(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)

## 2 基本理念

すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまち「にいがた」

## 3 子どもの権利を推進するための施策の方向性

子どもの権利が守られ、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちづくりを進めていくため、4つの施策の方向性を柱に設定し、オール新潟市の体制で、推進していきます。



## 4 子どもの権利を守るための施策体系

施策の方向性に定めた4つの柱を踏まえ、各施策に基づく取組を計画期間中に順次実施していきます。

### I 子どもの権利の普及・啓発と学習機会の確保

項番	施策	取組概要(抜粋)
I-1	発達段階に応じた啓発資料の作成と展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発達段階に応じた分かりやすいパンフレットの作成と配付</li> <li>●様々なメディア、ツールを活用しながら幅広く周知</li> </ul>
I-2	周知・啓発キャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5月5日から11日にかけての子どもの権利推進週間及び11月の子どもの権利推進月間を通じたイベント等の開催</li> </ul>
I-3	多様な情報発信ツールを活用した周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●SNS等を活用しながら、子育て世代のみならず、幅広い世代をターゲットに周知・啓発を実施</li> </ul>
I-4	子どもと関わる職員等の研修を通じた理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教職員や地域教育コーディネーター、保育士、放課後児童クラブの職員、民生委員・児童委員などへの理解促進</li> <li>●CAPプログラム等の活用を促進</li> </ul>
I-5	妊娠期からの継続した学びの機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子健康手帳に子ども条例の概要を掲載すること等による妊娠期や親になったばかりのおとなに対し継続して周知・啓発を実施</li> </ul>
I-6	学校や地域活動における子どもとおとなへの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティ・スクールでの活動や青少年育成協議会、子ども食堂など地域における様々な活動の機会をとらえ、ワークショップ等の実施を促進</li> </ul>
I-7	情報が届きにくい子どもへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不登校や様々な理由により学校教育や社会との関係が希薄になっている子どもたちへ配慮した取組を実施</li> </ul>
I-8	事業者への周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもをもつ保護者の権利を保障するため、働き方改革やワーク・ライフ・バランス推進の取組と連携しつつ、関係団体等の協力を得ながら、事業者への周知を促進</li> </ul>



子ども条例周知・啓発用パンフレット



中学生による子どもの権利に関する意見交換会

### II 一人で悩まず相談できる体制づくりと権利の救済

項番	施策	取組概要(抜粋)
II-1	子どもの権利擁護機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの権利侵害からの救済、調整、課題解決を目的とした子どもの権利擁護機関の設置に向け検討</li> </ul>
II-2	子どもが気軽に相談できる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●悩みや課題を抱える子どもが多様な手段によりアクセスできるよう、必要な体制を整備</li> </ul>
II-3	子どもの意見を代弁するアドボカシー(子どもが声を上げることをサポートする活動)の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分の意思を言葉であらわすことの困難な子どもの意見をくみ取り代弁するため、子どもアドボカシーを推進</li> </ul>
II-4	関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもや家庭に関する他の相談機関等との連携を強化</li> </ul>

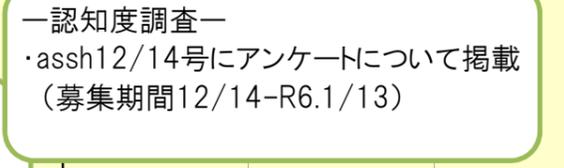
### III 自由に意見を表明し社会に参加するしくみづくり

項番	施策	取組概要(抜粋)
III-1	子どもの意見表明や社会に参加する権利の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●意見表明権・社会参加権は子どもの権利推進の中核であるという認識の理解促進</li> </ul>
III-2	子どもが市政に参加する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくり等について学び、意見交換等を通じて、市政に参加できる仕組みを構築</li> </ul>
III-3	学校生活や地域づくりでの子どもの意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域において身近な社会課題等について学び、意見交換や発表を通じ子どもの意見が反映される仕組みを整備</li> </ul>
III-4	子どもの意見をくみとるファシリテーターの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大学生などの若者をファシリテーターとして育成し、ワークショップ等に派遣</li> </ul>
III-5	意見を発信することが難しい子どもへのサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どものSOSを聞き逃さないため、子どもの声を聴くためのスキルアップを図れるよう取組を推進</li> </ul>

### IV 子どもの権利を守り推進するための関連施策

項番	施策	取組概要(抜粋)
IV-1	関連施策における子どもの権利に関する普及・啓発、理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもに関わる職員等の研修の機会を通じ、子ども条例の趣旨を分かりやすく伝える</li> </ul>
IV-2	関連施策における子どもの意見表明を促進させる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもに関連する施策をはじめ、市の様々な施策に、子どもの意見を収集し反映</li> </ul>

●令和5年度子ども条例に基づく取組(実績及び予定)

区分	R6(2024)年											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
I 普及・啓発と学習・研修	<p>1 発達段階に応じた啓発資料の作成と展開</p> <p>2 周知・啓発キャンペーンの実施</p> <p>3 多様な情報発信ツールを活用した周知・啓発</p> <p>4 子どもと関わる職員等の研修を通じた理解の促進</p> <p>5 妊娠期からの継続した学びの機会の</p> <p>6 学校や地域活動における子どもとおとなへの周知</p> <p>7 情報が届きにくい子どもへの配慮</p> <p>8 事業者への周知・啓発</p>											
	<p>—新潟市子どもの権利週間—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4/24-5/10懸垂幕の設置</li> <li>・GW期間アイスアリーナにおけるパンフレット、ポケットティッシュ配布</li> <li>・関連イベントの実施</li> </ul> <p>5/5(金・祝)子ども創造センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加人数約1,000名・285組</li> <li>・ほのわちゃん塗り絵の展示118枚</li> <li>・条例周知用パネル展示、パンフレット配布他</li> </ul> <p>11/11(土)イオンモール新潟南</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例周知用パネル展示、パンフレット・ノベルティ配布他</li> <li>・条例に関する体験イベントの実施</li> <li>・育児相談、子どもの事故防止展示</li> <li>・児童虐待防止推進月間の周知(予定)</li> </ul> <p>—動画—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10月中旬 市内保育園、こども園等へ動画の活用を依頼</li> </ul> <p>—新潟市子どもの権利月間—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連イベントの実施</li> <li>・11/1-8、18-30懸垂幕の設置</li> <li>・10/25~11/24SNS広告 (Instagram, facebook)</li> <li>・assh11/9号への掲載</li> <li>・その他、連携イベントでの周知</li> </ul> <p>—認知度調査—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・assh12/14号にアンケートについて掲載 (募集期間12/14-R6.1/13)</li> </ul> <p>—SNS広報—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1月~YouTube広告(予定)</li> </ul> <p>(随時)市ホームページ、市政情報モニター、にいがた子育て応援アプリ、市公式LINEを使用した情報発信、市報11/5号予定</p> <p>4/6(木) 白根小学校 CAP</p> <p>5/16(火) 民生委員・児童委員連合</p> <p>7/6(木) 放課後児童クラブ 第1回ネットワーク情報交換会 7月中旬 保育施設、小・中学校職員等への周知・取組事例紹介</p> <p>10/27(予定) 主任児童委員研修会</p> <p>1月(予定) 主任保育士研修会</p> <p>(随時)職員研修等における子ども条例の理解促進・講師派遣等</p> <p>(R5.4以降)母子健康手帳への条例概要の掲載</p> <p>(随時)区や公民館等での講座参加者へのパンフレット等の配付・周知</p> <p>(随時)学校・地域における活動において機会を捉えた普及・啓発</p> <p>(随時)関係機関と連携した普及・啓発の推進</p> <p>(随時)包括連携協定事業者等への周知及び広報協力依頼</p> <p>商工会議所会報誌等への掲載</p>											
	    											

●令和5年度子ども条例に基づく取組(実績及び予定)

区分	R6(2024)年											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
Ⅲ意見表明・社会参加	1子どもの意見表明や社会に参加する権利の理解促進 普及・啓発と学習・研修の取組と連動しながら、意見表明・社会参加についても理解を促進											
	2子どもが市政に参加する仕組みづくり <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p>令和4年度秋葉区長と未来を語る会</p>  </div> <div style="width: 40%; text-align: center;"> <p>7/6秋葉区金津中 区長と語る会(中学生)</p> <p>9/20 子どもサミット (小学生)</p> <p>9/26.27 中学生意見表明 (12校)</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>11~12月 秋葉区区長と語る会 (小合中、新津第一中、新津第五中)</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">子どもの意見表明</p>											
	3学校生活や地域づくりでの子どもの意見の反映 (随時)区・学校・地域における意見表明・社会参加の取組実施(コミュニティスクール・いじめ見逃しゼロスクール等)											
	区・学校・地域における取組事例の収集				好事例のまとめ・関係機関へ共有							
	4子どもの意見をくみとるファシリテーターの育成 ファシリテーター育成に係る検討・調整、継続的なファシリテーターの育成に向けた検討・調整											
5意見を発信することが難しい子どもへのサポート アドボカシー制度構築と連動しながら検討・調整												

## 子どもの権利救済に係る取組について（制度概要案）

新潟市子ども条例に規定された子どもの権利救済を図るための体制構築について、役割、体制、法的位置付け等を次のとおり整理します。

## 1 基本的事項

- (1) 新潟市子ども条例第17条及び附則に基づき、子どもの権利侵害に係る救済機関（子どもの権利救済委員）の設置に向け検討を進める必要があります。
- (2) 令和5年4月から施行している「新潟市子どもの権利推進計画」施策の方向性Ⅱ－1に基づき、以下の観点を踏まえ検討を進めます。

## 【施策Ⅱ－1 子どもの権利擁護機関の設置】

- 子どもの権利侵害からの救済、調整、課題解決を目的とした子どもの権利擁護機関の設置に向け、以下の点に留意しながら設置に向けた検討を進めます。
  - ✓ 子どもの権利を擁護するための専門職として、子どもの権利擁護委員を配置します。
  - ✓ 委員の独立性、公正・中立性を担保するため、外部有識者や関連団体等からの推薦を得て配置します。
  - ✓ 権利侵害の相談・救済機能、政策提言機能を有する体制を整備します。
  - ✓ 権利擁護機関の設置にあたっては、関係する外部の専門家や機関との間で十分な意見交換・調整を経て、必要な根拠規定を整備します。



## 【子どもの権利救済に係る基本的な考え方】

- ① 子ども自身の意見、考えを尊重し、相談者の最善の利益を重視します。
- ② 相談のハードルを下げ、困っていることがあれば何でも相談できるというスタンスで受け付けます。
- ③ 相談内容に沿った調査や調整等を経て、子ども自身の気持ちの整理や解決につながったかを確認し、「相談してよかった」と思えるよう取り組みます。

## 2 子どもの権利救済委員の職務

子どもの権利救済委員の職務は、以下を予定しています。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- (3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- (6) 子どもの権利の侵害を防ぐため必要な支援をすること。
- (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。
- (8) 子どもの権利の擁護について必要な理解を広めること。

## 3 法的位置付け

- (1) 子どもの権利救済委員は、地方自治法第138条の4に規定する「附属機関」として位置付け、職務を遂行します。

### 《地方自治法》

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

- (2) 子どもの権利救済委員は、子どもの立場に立って相談を受け付けるとともに、市や教育委員会などの執行機関、その他の関係機関等に対し、独立性が尊重された第三者的な立場から、調整活動などの働きかけを行います。
- (3) 子どもの権利救済委員は、条例に基づく附属機関の位置づけであり、行政処分を行う行政庁とは異なることから、自ら市の機関や市民に対し、その行為を取り消したり、是正等を強制したりする権限を有しないことに注意が必要です。
- (4) 子どもの権利救済委員は、事案の検討に当たっては、合議を必要とする事項を除き、迅速性、専門性等を発揮するため、独任制(原則として、一人の委員による最終的な物事が決定される方式)により問題解決に当たる方向で検討します。

#### 4 運営体制

他都市の運営体制等を参考に、本市における運営体制の想定は以下のとおりです。

項目	内容
設置予定日	令和6年4月
開設予定日	令和6年中(窓口開設・相談受付業務等の開始)
設置場所	新潟市内 < 検討の視点 > ※ 子どもがアクセスしやすく、相談しやすい環境を整備する ※ 子どもの権利救済委員及び相談員が執務を行えるスペースを確保 ※ 対面以外(オンライン等)での相談等にも対応できるよう配慮
人員体制	○ 子どもの権利救済委員 弁護士、大学教授、小児科医等子どもの権利に関し優れた見識を有し、第三者として独立性を保つことができる者を想定。 ○ 子どもの権利調査・相談員 子どもの権利救済委員の職務遂行を補助し、相談対応や関係機関への調査・調整、普及・啓発等を行う。有資格者を想定。 ○ 事務局(こども未来部内) 機関の運営に係る実務(予算・決算等の行政事務)を担う。
相談対象者	○ 子ども(市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者) ○ 市民(新潟市の区域内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者その他市の関係がある者)
相談受付時間	○ 月曜～金曜： 午後、 土曜： 午前／午後 ※祝日・年末年始休み
相談方法	○ 電話／対面 ○ メール、SNS ○ 手紙、はがき、FAX

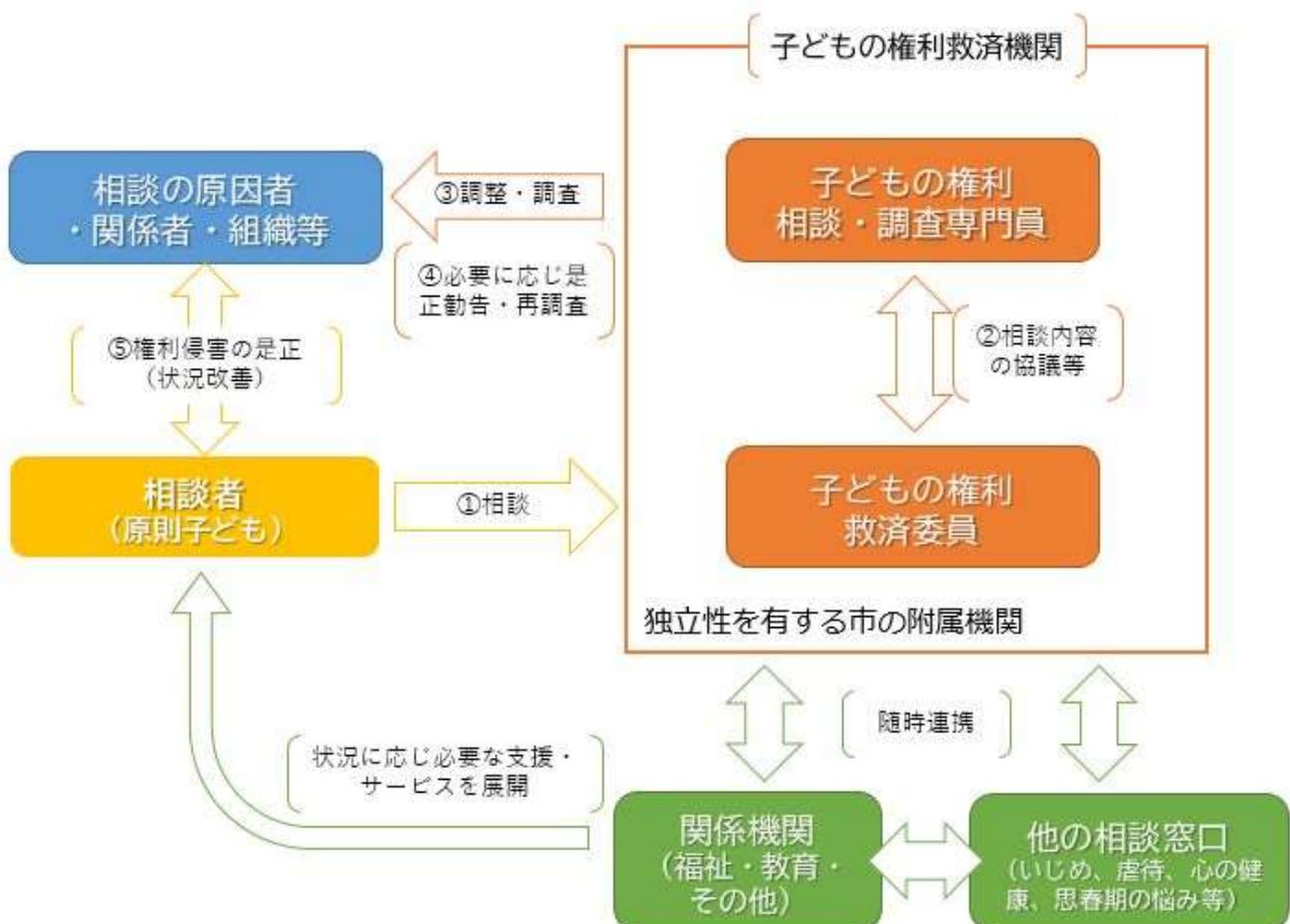
## 5 条例の整備

- 新潟市子ども条例の改正により整備します。  
　　<理由>新潟市子ども条例の総則、定義、基本理念等を踏まえ、権利侵害の救済等が規定されている17条以降に規定することで、一体的に整備できるため。
- 改正条例素案については、資料4-2を参照。

## 6 関係機関との連携・調整

- (1) 子どもに関する相談窓口は現状においても様々な機関が、相談内容に応じた窓口を設置しており、子どもの権利に関する相談・救済機関との緊密な連携が必要です。
- (2) 子どもの権利は、いじめ、虐待、暴力、非行など様々な分野と関連があるため、当該機関が既存の相談窓口とのハブとして機能し、有機的な連携を強化する体制が整備されることが望ましいと考えています。
- (3) 子どもの権利救済機関は、他の相談窓口等と異なり、子どもの権利救済委員による調査・調整権や勧告権を有することから、他の機関では対応が難しいケースに連携しながら対応していくことが期待されています。

## 7 相談対応フロー（想定）



【想定される相談事案等】

- 学校関係の悩み…いじめ、不登校、教職員の指導、学校の対応 など
- 子ども自身の悩み…心身の悩み、交友関係、学習・進路、性の悩み など
- 家庭環境の悩み…虐待、家族関係、子育て など

【他都市における類似機関での相談事例（参考）】

相談対象	相談内容	相談・調整 概要
中学生	心身の悩み	環境に対する過敏性から登校に配慮が必要であり、小学生の時から相談に来ている。本人が自由に自分の生活や気持ち、考えを表出する支援を行っている。本人も家族も徐々に自分たちで進む方向を見出すようになってきた。 学校で開催された支援者会議には相談員も参加し、各支援者間の情報共有、役割や方向性の確認を行い、本人のペースに合った支援を検討している。出席した家族も本人に合った、将来を見据えた前向きな認識を持つことができるようになっている。
中学生	家族関係の悩み	数十回のメールで家族に十分に理解されない孤立感、生き辛さや、心が休まらないなどの悩みを相談してくる事例。毎回ねぎらいの言葉を返信し、本人の深く考える姿勢を認め、辛さに共感し、可能な対応の提案を行ってきた。 また、家族の状況を把握していた担当課と情報を共有し、職員らの家庭訪問時に本人に声掛けをしてもらうなどの見守りにつながることができた。
中学生	虐待	家族から暴力をうけている本人からではなく、それを聞いた友人が相談の電話をかけてきてくれた。その電話で本人と話をすることができた。 友人や本人には相談につながってくれたことについて感謝を伝えた。直接本人との話し合いの中で、他部署につなげることも了解を得た。相談室からこども福祉課へ連絡することで、同課と本人の学校での面会に繋がった。

出典：松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」令和3年度活動報告書より抜粋

8 子どもの意見の反映

令和5年度の中学生による意見交換会（9月予定）において、「子どもの権利侵害に係る相談・救済機関の設置に向けた検討」をテーマに設定し、当該機関の設置に向けどういった点に留意すべきか等について、子どもたちからの意見を聴く予定です。

【意見交換における視点（案）】

- (1)（新潟市子ども条例を踏まえ）相談窓口はどういったことを相談したいと考えるか。
- (2) どういった体制であれば相談したい（相談しやすい）と考えるか。
- (3) 相談内容を踏まえ、子どもの置かれている状況を改善するための対応として、どのようなことに留意するとよいか（期待することはなにか。）。

## 9 スケジュール

時期	概要
令和5年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第1回子どもの権利推進委員会にて相談・救済機関の概要説明及び改正条例（素案）の提示</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 子どもの権利推進委員会の意見を踏まえた修正等</li> <li>➤ 改正条例案の内部審査等</li> <li>➤ 令和6年度予算要求に向けた準備</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 中学生による意見交換会の実施</li> <li>➤ 改正条例案のパブリックコメントの実施（～10月）</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第2回子どもの権利推進委員会にて改正条例案の報告</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 改正条例案議案提出準備</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 12月議会改正条例案審議</li> </ul>
令和6年1～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 子どもの権利相談・救済機関設置に向けた準備</li> <li>➤ 第3回子どもの権利推進委員会にて進捗状況報告</li> </ul>

令和5年7月時点の改正素案です。  
今後の協議、調整により修正等が生じます。

資料1-4

## 新潟市子ども条例 改正素案

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条－第6条）

#### 第2章 子どもの権利（第7条－第12条）

#### 第3章 子どもの生活の場における権利保障（第13条－第16条）

#### 第4章 権利侵害の救済（第17条－第30条）

#### 第5章 権利の保障と推進（第31条－第34条）

#### 第6章 雑則（第35条）

#### 附則

(略)

#### 第4章 権利侵害の救済

(権利侵害の救済等)

第17条 市は、子どもが権利侵害を受けた場合等において、迅速かつ適切に救済し、権利の回復を支援するため、市長の附属機関として、新潟市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置きます。

2 市は、子どもの権利侵害に関する相談又は救済について、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、子ども及びその権利侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(救済委員)

第18条 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、関係機関からの推薦をうけて、市長が委嘱します。

2 救済委員は、3人以内とします。

3 救済委員の任期は3年とし、再任することができます。

4 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、または職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解職することができます。

(兼職の禁止)

第19条 救済委員は、衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長を兼ねることができません。

2 救済委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(救済委員の職務)

第20条 救済委員は、次の職務を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- (3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- (6) 子どもの権利の侵害を防ぐため必要な支援をすること。
- (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。
- (8) 子どもの権利の擁護について必要な理解を広めること。

(救済委員の責務)

第21条 救済委員は職務を行うに当たっては、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図らなければなりません。

- 2 救済委員は、その地位を政党又は政治目的のために利用してはなりません。
- 3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。
- 4 市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めるものとします。
- 5 市の機関以外のものは、救済委員の職務の遂行に協力するよう努めるものとします。

(尊重及び協力)

第22条 市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び必要な援助をしなければなりません。

2 何人も、救済委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければなりません。

- 3 何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、救済委員に相談又は申立てを行わなければなりません。

(相談・調査員)

第23条 救済委員の職務の遂行を補佐するため、新潟市子どもの権利相談・調査専門員（以下「専門員」という。）を置きます。

- 2 専門員は、児童福祉若しくは子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。
- 3 第19条から第21条までの規定は、専門員について準用します。

(相談及び救済の申立て)

第24条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申立てを行うことができます。

- (1) 市内に住所を有する子どもに関するもの。
  - (2) 市内に通勤し、又は子どもに関わる施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に規定する子どもを除く。）に関するもの（相談及び救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限る。）。
- 2 救済の申立ては、書面又は口頭若しくは電磁的記録の通信により行うことができます。

(調査及び調整)

第25条 救済委員は、救済の申立てにかかわる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとします。

- 2 救済委員は、救済の申立てが、救済にかかわる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 3 救済委員は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができます。
- 4 救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができます。

5 救済委員は、調査のため必要があるときは、子どもの権利侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外の者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができます。

6 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

(調査の除外)

第26条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。

(2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。

(3) 救済委員の行為に関するものであるとき。

(4) 救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。

(5) 前条第2項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときを除く。)

(6) 前各号のほか、調査をすることが明らかに適当ではないとき。

(是正の勧告等)

第27条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができます。

2 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるため意見を表明することができます。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければなりません。

4 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外の者に対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができます。

(報告及び公表)

第28条 救済委員は、前条第1項による勧告又は第2項の規定による意見表明をしたときは、当該市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

2 前項の規定による報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況につ

いて報告するものとします。

3 救済委員は、前条第1項による勧告又は第2項による意見表明があったときは、その内容を公表することができます。

4 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について、十分な配慮をしなければなりません。

(再調査及び再勧告)

第29条 救済委員は、前条第2項の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整（以下「再調査等」という。）を行うことができます。

2 救済委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、当該市の機関に対し、改めて第27条第1項による勧告又は第2項の規定による意見表明をすることができます。

(活動状況の報告)

第30条 救済委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとします。

(略)